手形交換参加銀行 手形交換担当責任者 殿

一般財団法人 静岡県銀行協会 静 岡 手 形 交 換 所

# 保証金の返還手続きについて

静岡手形交換所(以下「交換所」という。)は、令和4年11月2日をもって手形交換業務を終了することから、静岡手形交換所規則第20条にもとづき交換所に差し入れていただいている保証金及び利息金を参加銀行(客員を除く。)に返還させていただきます。

つきましては、ご指定の金融機関口座に振込により返還手続きをさせていただきますので、お手数をおかけしますが、11月30日(水)までに下記のとおり書類等のご提出をお願い申しあげます。

なお、振込による受領が困難な場合は、10月21日(金)までに交換所宛ご連絡ください。

記

# 1. 保証金の返還予定日

「振込口座届」および「預り証」を交換所宛にご提出いただき、受付・内容確認が完了 した先について、以下のとおり振込により保証金及び利息金を返還させていただきます。

「振込口座届」「預り証」の受付・内容確認	振 込 予 定 日
11月2日までに完了分	11月29日 (火)
11月4日~11月30 日までに完了分	12月29日(木)

なお、「保証金差入証」の返却は省略させていただきますので、予めご了承ください。

## 2. 振込口座届、預り証のご提出

- ① 振込口座届 (Excel ファイル)
- 同届(Excel ファイル)は、当協会ホームページ(https://www.shizuginkyo.com/)
  の「手形交換所のページ」に掲載してあります。手形交換所ページへのアクセスパスワードは「sba-koukan」です。なお、パスワードのお取り扱いにはご注意ください。
- ・ 返還する保証金及び利息金の振込先口座等の必要事項を「保証金返還用振込口座届」 (別紙) に入力のうえ、同届(Excel ファイル)を電子メールにより交換所宛 (sba-2201@soleil.ocn.ne.jp) ご提出ください。ご送付いただく際、電子メールの件 名は、「金融機関コード4桁\_保証金返還用振込口座届」としてください。
- ・ 電子メールでの提出が困難な場合は、郵送または交換便(注)により交換所宛ご提出ください。
- ・ <u>今回のご送付元電子メールアドレスを、以降の当方との連絡用アドレスとさせていた</u> だきますのでご了承ください。(差支えの有る場合はお申し出ください。)

- ② 預り証
- ・ 保証金差入時に交付した「預り証」を郵送または交換便(注)により交換所宛ご送付ください。
- ・ <u>預り証裏面の受領欄の銀行名、代表者名および領収日の記入ならびに収入印紙の貼付</u> は不要です。
- ③ 保証金「預り証」紛失届
- ・ 預り証を紛失した場合は、「保証金『預り証』紛失届」(別紙) に必要事項を記入・押 印のうえ、郵送または交換便(注)により交換所宛ご送付ください。

## 3. 送付先

〒420-0021 静岡市葵区茶町二丁目8-1

一般財団法人 静岡県銀行協会 静岡手形交換所

電子メール: sba-2201@soleil.ocn.ne.jp

(注)交換便の利用は「11月2日 交換所受取り分まで」になります。

以上

【本件照会先】静岡手形交換所 赤堀 電話:054-252-0148

# 〔ご参考〕静岡手形交換所規則・同施行細則(抜粋)

#### 静岡手形交換所規則

第20条(保証金の差入)

会員銀行、準会員銀行および委託金融機関は、保証金を、細則で定める基準により、 交換所へ差入れなければならない。ただし、第 11 条 (代理交換委託金融機関の参加) 第 1 項ただし書の規定に該当する場合にはこの限りではない。

## 第21条(保証金の管理・処分)

1. 交換所は、差入れられた保証金を管理し、その運用により生じた利息金等は、各差入銀行に対し支払うものとする。

# 静岡手形交換所規則施行細則

細則第16条(保証金の差入基準)

- 1. 規則第20条(保証金の差入)に規定する保証金の金額は、つぎの基準によるものとする。
  - (1) 会員銀行および準会員銀行 100万円
  - (2) 委託金融機関 100万円